

労働者協同組合法
周知フォーラム

わっぱの会と障害者団体にとっての
労働者協同組合

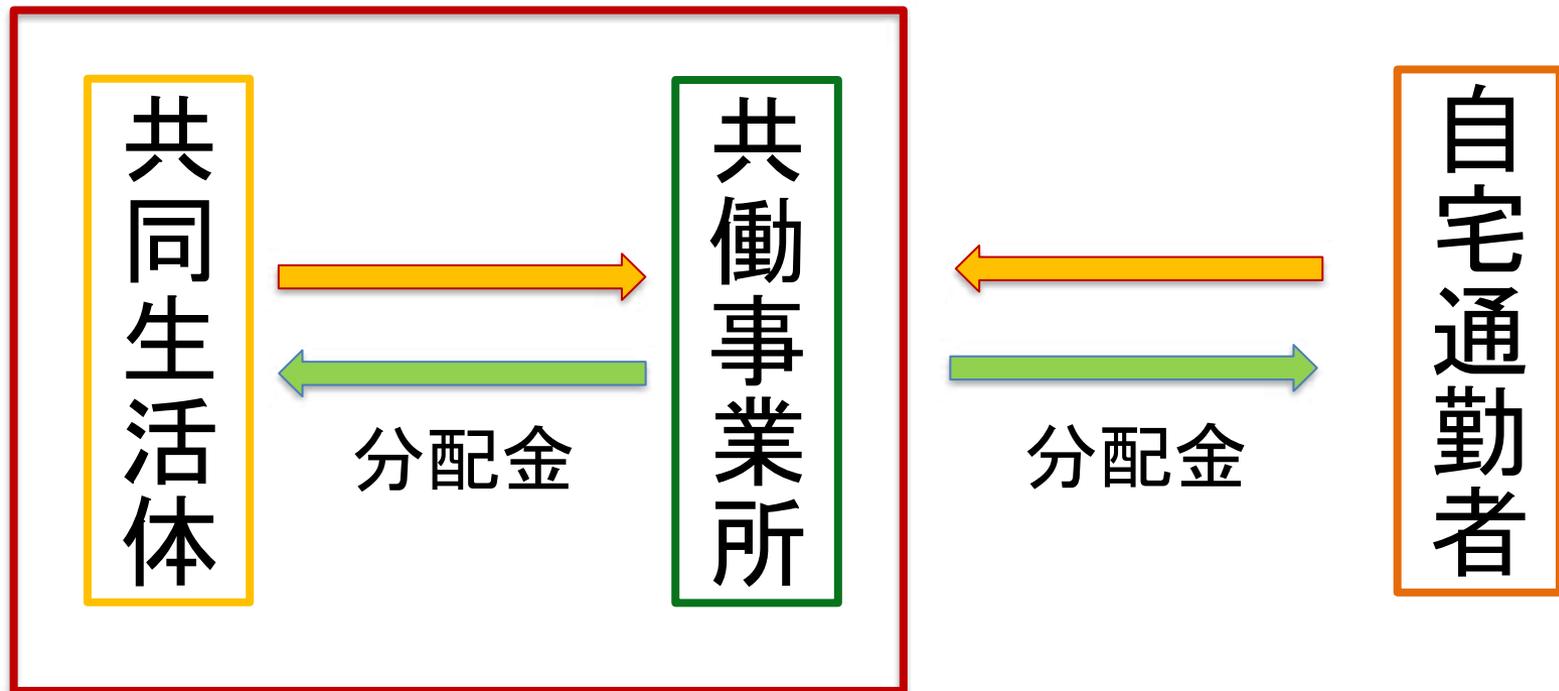
2022.11.6

わっぱの会 代表 斎藤縣三

わっぱの会のはじまり

1971年

障害のある人ない人の共同体



わっぱの会とは

設立 1971年

趣旨・目的 障害者差別をはじめとしたあらゆる差別や社会的排除をなくし
誰もが共生・共働できる地域社会をつくろう！

運営 会員制による共同運営 正会員 約300名

法人組織 社会福祉法人 共生福祉会(1987年設立)
特定非営利活動法人 わっぱの会(2004年設立)
わっぱ企業組合(1990年設立・休眠中)
他に 一般社団法人等

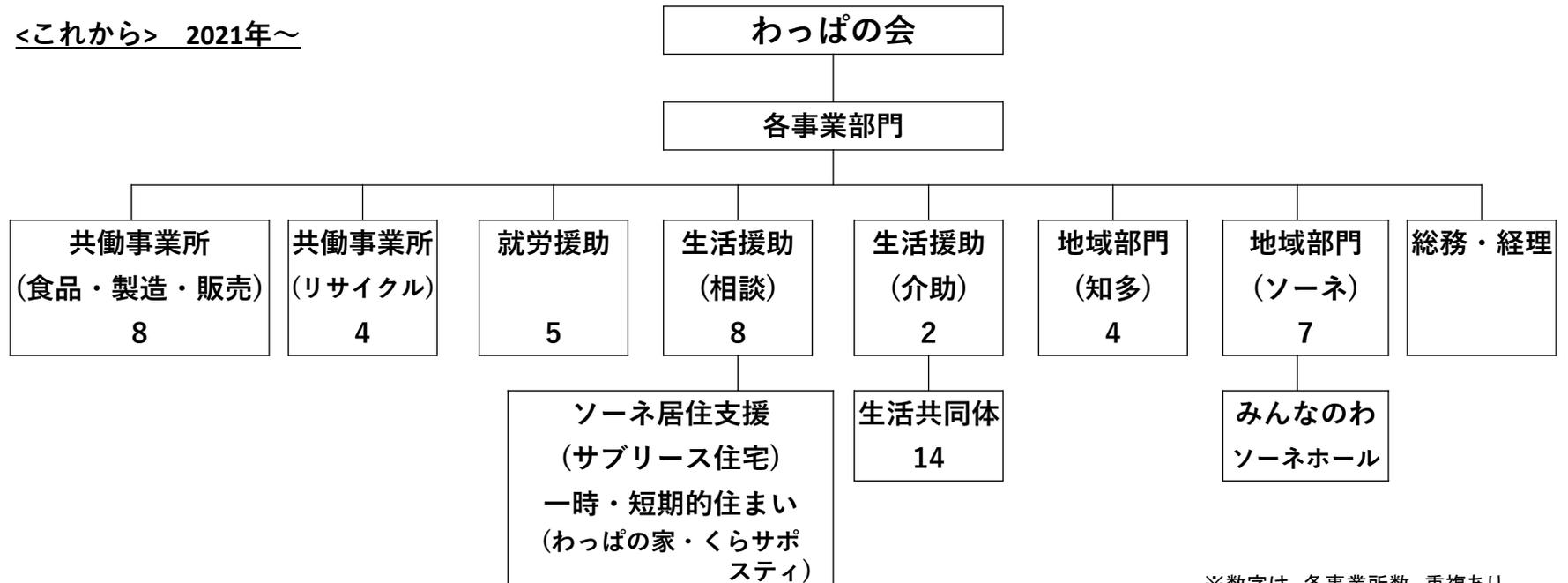
規模 事業数 33事業 事業高 15億円

会の全体像

<現行> 1990年代半ばから現在2020年に至るまで



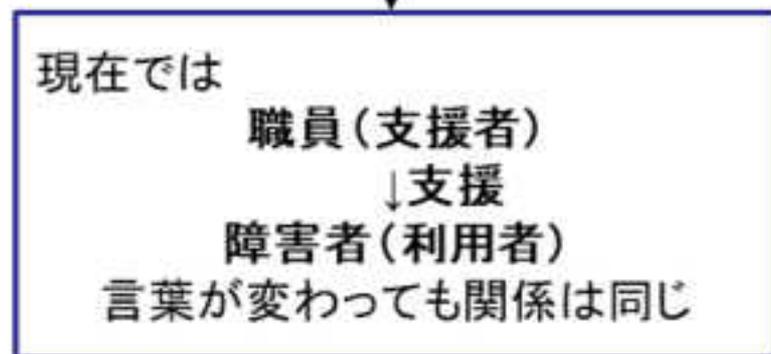
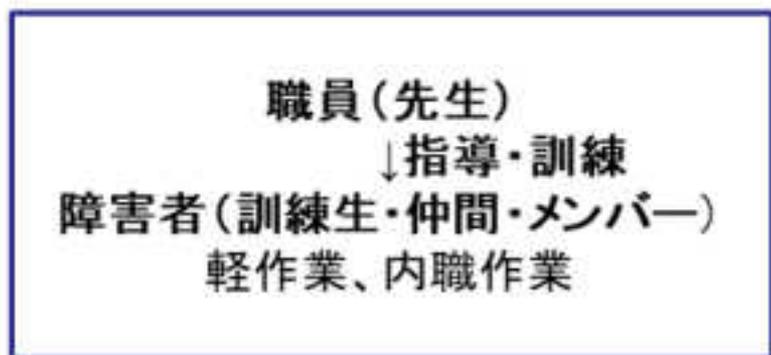
<これから> 2021年～



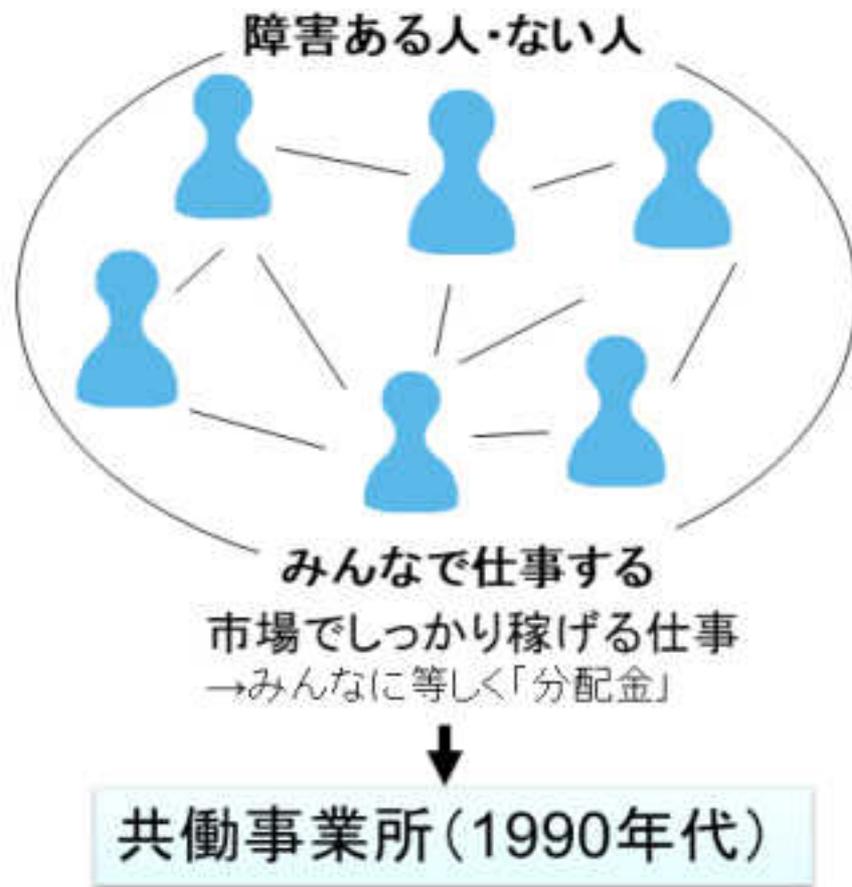
※数字は、各事業所数 重複あり

共に生き・働く場づくり(共働事業所) 1972年

●福祉施設や作業所



●共に生き、働く場



会にとっての労働者協同組合

- わっぱの会 (現行)
- ① みんなで助け合って共に生き働く(共生共働)
 - ② みんなで運営する (共同運営)
 - ③ みんなで会費を払う (会費制)

労働者協同組合
と共通する

福祉サービス

職員(支援員・相談員)



サービスの提供

利用者(障害者・高齢者)

わっぱの会

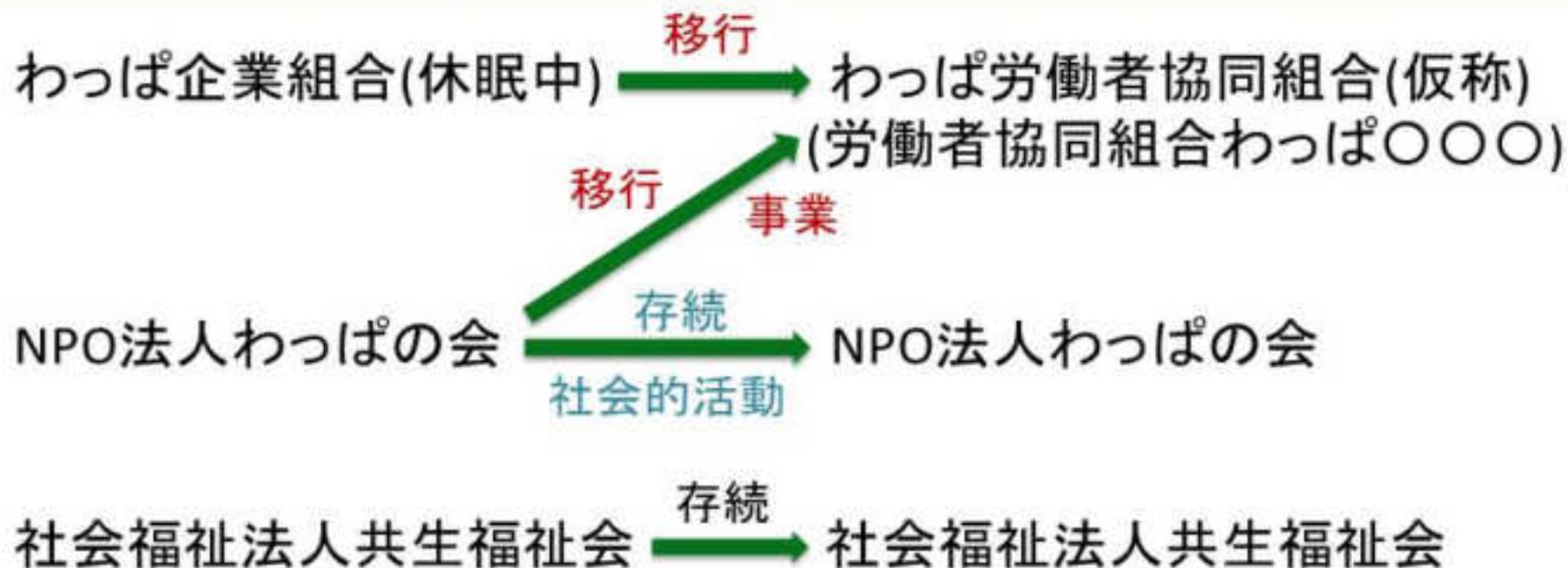
障害者や誰もが

{ 共に働き、成果を分かち合う
支え合って生きる関係をつくる



福祉からの脱却 協同組合本来のあり方

労働者協同組合の導入 2022年度～



障害者就労と労働者協同組合法

1. 一般就労の中での障害者—雇用関係あり

2. 福祉的就労の中の障害者
 - (1) 障害者就労継続支援A型事業—雇用関係あり
 - (2) 障害者就労継続支援B型事業—雇用関係なし

3. 1と2(1)の形態—労働者協同組合への転換可
2(2)の形態—障害者は組合員にできない。
職員だけの労働者協同組合
⇒労働者協同組合がB型事業を運営する。
障害者はB型事業の利用者

※雇用を前提とする労働者協同組合法

障害者就労事業所の法人形態

1. 2006年まで

- ・社会福祉法人—国事業 授産事業
- ・任意団体—自治体事業 小規模作業所
- ・NPO法人—1998年から増え始める

2. 2006年障害者自立支援法以降 法人格が必要

- ・非営利法人 社会福祉法人・NPO法人・一般社団法人
- ・営利法人 株式会社 飛躍的に増大

労働者協同組合をつくる

意義と可能性

1. これまでの法人形態

- ・組織としての問題 理事長－理事会
社長－取締役会 } が支配
- ・働く者は、雇われ命令される存在
- ・障害者は、サービスを受けるだけの存在

2. 労働者協同組合

- ・働く者が、雇用関係はあるものの主体となる。
- ・みんなが組合員として協同して働き運営する。
- ・障害者も組合員として参加(現実的には限定)

3. 社会的協同組合に向かって

イタリア社会的協同組合との出会い 2000年～

	イタリア社会的協同組合	日本福祉的就労
ハンディのある者	障害者や様々なハンディのある人	障害者のみ
その数	30%以上	約70%以上
その立場	組合員	訓練生・利用者
収入	共通の給料	わずかの工賃(B型)
仕事	事業活動として	下請け作業 (内職が中心)
法律	社会的協同組合法	障害者総合福祉法
行政援助	仕事を提供	補助金を提供

わたしたちがめざす社会的協同組合

- ・ 労働者協同組合 — 法人格の取得ができるが、
税制優遇も少なく、それ自体への 経済的支援もない。

- ・ 原点としてのイタリア社会的協同組合

⇒1970年代から労働者協同組合の中に障害者をはじめとして社会的に排除された人々の参加が増大。また、社会の中で格差や排除が深まる中、様々なアソシエーションでの活動が広がる。

- ・ イタリア社会的協同組合法(1991年)

- (1)30%以上社会的に排除された人々を含めて働いて様々な事業を行うA型
- (2)社会的に排除された人々への社会・教育等のサービスを行うB型

⇒労働者協同組合の増大発展によって

日本型社会的協同組合を展望する。